

平成29年度当初予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費	建築指導課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
52,015	平成 30 年 ～ 31 年度	26,007	13,004			13,004

【事業の目的】

改正耐震改修促進法により要緊急安全確認大規模建築物(耐震診断の義務付け対象となる建築物)に対して、その所有者が行う耐震診断等に係る負担軽減のため、国、県による緊急的かつ重点的な補助制度が創設されたことにより、本市においても対象建築物への補助を国の追加補助と併せて行うことを目的とする。

【事業の内容】

ホテルニューオータニは、平成27年度に制度を拡充し補強設計事業を実施。ホテル業の営業を行いながら平成29年～31年度の複数年に渡り耐震補強工事を行う予定。

【これまでの関連する取組み】

平成26年度に、要緊急安全確認大規模建築物に対して耐震診断補助を創設。翌平成27年度から補強設計及び耐震補強工事に対して補助を拡充した。

平成28年に国から住宅への制度拡充の指導もあり、マンション等大規模な共同住宅の耐震補強工事への対応を踏まえ、耐震補強工事の円滑な推進を図る目的で、補助事業の複数年対応を行うための調整を県と行った。

【今後の取組み】

平成29年4月1日付けで補助金交付要綱を改正する。補助額については、年度毎の出来高により補助額を確定。(年度毎に補正対応しながら最終年で額を調整することとなる。)